

# 会則

## 第一章 総則

### 第1条（名称）

本会は、「首都大学東京法学研究会」と称し、首都大学東京に本部を置く。

### 第2条（目的）

本会は、以下に掲げる目的を達成するために活動する。

1. 会員の法学への研鑽を深める。
2. 首都大学東京都市教養学部都市教養学科法学系の発展に資する。
3. 会員の法科大学院、公務員試験並びにその他法律に関する資格試験の受験を援助する。

### 第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、自主ゼミナールを中心とした通常活動及びその他活動を行う。

### 第4条（会員）

本会の会員は、首都大学東京に所属する学生であり、本会の趣旨に賛同し、本会則に従うものでなければならない。

前項に掲げる者以外の者が本会への加入を希望する場合、役員会の承認を必要とする。

### 第5条（入会）

前条に掲げた要件を満たし、本会への加入を希望する者は、特別な事情のない限り、本会へ加入することができる。

### 第6条（脱会）

本会を脱会することを希望する者は、役員にその旨を伝えなければならない。

## 第2章 役員

### 第7条（役員の数）

本会は、以下の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 学年委員長 1～3名
4. 総務部長 1名
5. 会計部長 1名
6. 企画部長 1名
7. 渉外部長 1名
8. 広報部長 1名
9. 研究部長 1名

学年委員長以外の役員は、原則として3年次より選出される。

#### 第8条（会長の職務）

会長は、本会を代表する。本会の活動を統括し、総会並びに役員会において議長を務める。

#### 第9条（副会長の職務）

副会長は、会長の事務を補佐し、会長が不在の場合は会長を代行する。

#### 第10条（学年委員長）

学年委員長は、当該学年を統括し、学年委員会において議長を務める。

学年委員長は3年次を除く各学年から1名が学年委員の合議によって選出される。

#### 第11条（総務部長）

総務部長は、総務部を統括する。

#### 第12条（会計部長）

会計部長は、会計部を統括する。

#### 第13条（企画部長）

企画部長は、企画部を統括する。

#### 第14条（渉外部長）

渉外部長は、渉外部を統括する。

#### 第15条（広報部長）

広報部長は、広報部を統括する。

#### 第 15 条の 2 (研究部長)

研究部長は、研究部を統括する。

#### 第 16 条 (役員を選出)

役員は、総会において会員または自己の推薦により立候補し、信任投票によって任命される。

役員を選出は、12 月の総会によって決せられる。

役員に欠員が生じた場合、役員会の決議によって新たに選出される。

#### 第 17 条 (役員要件)

学年委員長を除く役員は、3 年次生であることを要する。ただし、会員数が不足している場合はこの限りでない。

#### 第 18 条 (役員任期)

役員は、4 月 1 日を以って任命され、翌年 3 月 31 日を以って新役員とその職務を交代する。

#### 第 19 条 (責任)

本会の運営に関する責任は、役員が連帯して負う。ただし、本会に関する責任は、全会員が連帯して負う。

## 第 3 章 機関

### 第 1 款 総会

#### 第 20 条 (総会の地位)

総会は、本会の最高意思決定機関である。

#### 第 21 条 (通常総会)

通常総会は、毎年 4 月、8 月、12 月に開催される。開催日は、役員会の決議に基づき決定され、その 1 週間前迄に総務部がこれを周知しなければならない。

#### 第 22 条 (臨時総会)

会員の 3 分の 1 以上の者から発議があった場合、或は役員 1 人以上の発議がある場合、その発議があった時から 1 ヶ月以内に臨時総会が開催される。

開催日については第 21 条後段を準用する。

#### 第 23 条（総会の権能）

以下に掲げる事項は、総会がその決定を行う。

1. 役員を選出並びに罷免
2. 一般会計の承認
3. 会計部に対する情報開示請求
4. 役員並びに役員会の本会統括、運営に関する異議申し立て
5. 本会則の改訂
6. その他本会則が定める事項

ただし、役員を選出は 12 月に開催される総会によってのみ決せられる。また、一般会計の承認は 4 月に開催される総会によってのみ決せられる。

#### 第 24 条（定足数）

総会は、役員を 3 分の 2 以上含む全会員の 3 分の 2 以上の出席を以って成立する。

#### 第 25 条（表決）

議決事項は、総会に出席する会員の過半数の賛成を以って可決される。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

本会則において特別の定めがある場合は、前項の限りでない。

#### 第 26 条（議決権）

会員は、総会において各 1 個の議決権を有する。

#### 第 27 条（議事録）

総務部は、総会に際し議事録を作成し、これを管理、保管しなければならない。

### 第 2 款 役員会

#### 第 28 条（役員会の地位）

役員会は、本会の運営機関であり、各部、委員会その他組織は役員会の統括下にある。

#### 第 29 条（構成）

役員会は、第 7 条に定める役員によって構成される。

#### 第 30 条（召集）

役員会は、会長、副会長または役員 3 分の 1 以上の要請により、召集される。

### 第 31 条（役員会の権能）

以下に掲げる事項は、役員会がその決定を行う。

1. 本会の運営に関する指針、方針の決定並びに要綱の策定
2. 特別会計の承認
3. 各部での決議の承認
4. 学年委員会での決議の承認
5. 新たな役職、機関の設置の承認
6. その他本会則の定める事項

### 第 32 条（定足数）

役員会は、全役員の過半数の出席により成立する。

### 第 33 条（表決）

議決事項は、役員会に出席する会員の過半数以上の賛成を以って可決される。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

本会則において特別の定めがある場合は、前項の限りでない。

### 第 34 条（議決権）

役員は、役員会において各 1 個の議決権を有する。

### 第 35 条（議事録）

役員会の議事録については、第 27 条を準用する。

## 第 3 款 部会

### 第 36 条（部会）

部会は、各部の部員によって構成される。

### 第 37 条（召集）

部会は、部長または部員の 3 分の 1 以上の要請により、召集される。

### 第 38 条（部会の権能）

以下に掲げる事項は、部会がその決定を行う。

1. 各部の所掌事務に応じた企画立案
2. 会計部に対する予算要求の決定

ただし、第 2 号については、会計部に適用されない。

#### 第 39 条（定足数）

部会は、部長を含む全部員の 5 分の 1 以上の出席により成立する。

#### 第 40 条（表決）

議決事項は、部会に出席する部員の過半数以上の賛成を以って可決される。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

本会則において特別の定めがある場合は、前項の限りでない。

#### 第 41 条（議長）

部会においては、部長が議長を務める。

#### 第 42 条（議決権）

部員は、部会において各 1 個の議決権を有する。

#### 第 43 条（議事録）

部会の議事録については、特にその必要が認められる時は、第 27 条を準用する。

### 第 4 款 学年委員会

#### 第 44 条（学年委員会）

3 年次以外の各学年は、2 名の学年委員長並びに 2 名の学年委員によって構成される各学年委員会によって統括される。

#### 第 45 条（召集）

学年委員会は、学年委員長、または学年委員の要請により、召集される。

#### 第 46 条（学年委員会の権能）

以下に掲げる事項は、学年委員会がこれを行う。

1. 当該学年の運営
2. 当該学年の運営方針、指針並びに要綱の策定
3. 当該学年による発議等の承認

#### 第 47 条（定足数）

学年委員会は、当該学年委員長並びに学年委員の 1 人以上の出席により成立する。

#### 第 48 条 (表決)

議決事項は、学年委員会の合議によって決せられる。

ただし、合議が成立しない場合は、2 人以上の賛成を以って決せられる。

#### 第 49 条 (議長)

学年委員会においては、学年委員長が議長を務める。

#### 第 50 条 (議決権)

学年委員は、学年委員会において各 1 個の議決権を有する。

#### 第 51 条 (議事録)

部会の議事録については、特にその必要が認められる時は、第 27 条を準用する。

## 第 4 章 組織

### 第 1 款 組織

#### 第 52 条 (組織)

本会は、以下の組織によって構成される。

1. 総務部
2. 会計部
3. 企画部
4. 渉外部
5. 広報部
6. 研究部

#### 第 53 条 (各部の地位)

各部は、会長、副会長の下に設置され、役員会の決議に基づいて活動する。

#### 第 54 条 (各部の統括)

各部は、部長によって統括される。

各部は、部長の判断で副部長を 2 名まで指名し、部長の事務を補佐させることができる。

#### 第 55 条 (部員)

各部の部員は、4月に開催される総会において、互選される。

会員は必ずいずれかの部に所属しなければならない。

所属する部が複数に及ぶことは、特別の事情がない限り許されない。ただし、部長はこの限りでない。

新入生の所属については、5月の通常活動において互選により決定される。

#### 第56条（会計）

各部は、その活動に経費が発生する場合、その活動に関する特別会計を作成し、会計部の同意を経た上で役員会に提出し、その承認を得なければならない。

ただし、迅速を要すると認められる場合は、会長または副会長の承認で足りる。

### 第2款 所掌事務

#### 第57条（総務部の所掌事務）

以下に掲げる事項は、総務部の所掌事務とする。

1. 通常活動に関する事務
2. 議事録の作成
3. 日誌の作成並びに管理
4. 部室の管理
5. 教室の予約
6. その他必要と認められる事務

#### 第58条（会計部の所掌事務）

以下に掲げる事項は、会計部の所掌事務とする。

1. 本会に関する会計の徴収並びに管理
2. 一般会計の作成
3. 特別会計の作成並びに同意
4. 総会における会計収支の報告
5. その他会計収支の適正な管理

#### 第59条（企画部の所掌事務）

以下に掲げる事項は、企画部の所掌事務とする。

1. 本会に関するイベント等の企画
2. 合宿等の企画
3. 新歓等の企画
4. 大祭等の企画



#### 第 60 条（渉外部の所掌事務）

以下に掲げる事項は、渉外部の所掌事務とする。

1. 学内における他団体との交渉
2. 上部団体等との交渉
3. 他大学の団体との交渉

#### 第 61 条（広報部の所掌事務）

以下に掲げる事項は、広報部の所掌事務とする。

1. ビラ、ポスター作成等の本会の広報に関する事務
2. 本会ホームページの管理
3. その他本会の広報活動に関する事務

#### 第 61 条の 2（研究部の所掌事務）

以下に掲げる事項は、研究部の所掌事務とする。

1. 研究部が所管する活動（これを「特別活動」と呼ぶ。）に関する事務
2. 答案練習会の準備並びに管理
3. 高水準の研究活動の導入並びに開発
4. その他特別活動に関する事務

## 第五章 会計

#### 第 62 条（会計）

本会は、会員より徴収される一般会計並びに特別会計、寄付、入会費により運営される。

#### 第 63 条（会計年度）

本会の会計年度は、4 月 1 日を以って始まり、翌年 3 月 31 日迄とする。

#### 第 64 条（会計報告）

会計部は、4 月に開催される総会において、前年度の会計収支を報告しなければならない。

総会において、情報公開請求がある場合は、会計部は速やかに会計帳簿を公開しなければならない。

#### 第 65 条（一般会計）

本会の通常活動は、一般会計によって運営される。

一般会計は、会計部の作成した予算に基づき、総会での承認を経た上で徴収される。

一般会計は、4月に開催される総会において、承認並びに徴収される。

#### 第66条（特別会計）

大祭、新歓等、通常活動以外の本会の活動に関して費用が発生する場合は、特別会計が充てられる。

特別会計は、その必要が認められる時に限り、関連する部が予算を作成し、会計部の同意を経た上で役員会に提出され、その承認を以って徴収される。

特別会計の残預金は、年度内においては特別会計として管理され、年度移行時には次年度の一般会計に算入する。

#### 第67条（入会費）

入会費については、役員会でこれを定める。

入会費は、一般会計に算入する。また、入会費は原則として返還されない。

## 第六章 罰則

#### 第68条（除名）

会員の中で以下に掲げる項目に該当する者について、役員会は、その決議に基づいて除名することができる。

1. 本会の趣旨にそぐわない者
2. 本会の決議事項、本会則、役員会命令に反する行動をした者
3. 無断で3ヶ月以上、会への出席を怠った者
4. 無断で3ヶ月以上、会費を滞納した者

#### 第69条（異議）

前条の役員会決定に関し、全会員の10分の1以上の者からの異議がある場合は、役員会は速やかにこれを総会の決議に付さなければならない。

## 第七章 改正

#### 第70条（改正）

本会則の改正は、総会において過半数の出席と出席会員の3分の2以上の賛成を以って成立する。

## 第八章 休会

### 第 71 条 (休会)

やむを得ぬ事情で活動に 3 ヶ月以上継続して出席することが不可能であると見込まれる者は、役員会に休会を申請することができる。

ただし、役員は休会できない。

### 第 72 条 (休会者)

休会を申請し、受理された者は、以下に掲げる事項を免除される。

1. 第 68 条 3 号の適用
2. 特別会計の徴収

## 第九章 附則

### 第 73 条 (学年委員の選出)

学年委員は、当該学年の合議によって 2 名が選出される。

学年委員の選出は、1 年次学年は 5 月の通常活動において、それ以外は 12 月の通常活動において行われる。学年委員の任期については第 18 条を準用する。

### 第 74 条 (役員会命令)

本会則に規定なきものは、全て役員会の決議に基づく命令によるものとする。

### 第 75 条 (施行期日)

本会則は、発布の日より 1 週間の公示期間を置いた後、これを施行する。

文責 内山裕弥  
(2009 年 5 月 15 日作成)  
(2009 年 8 月 7 日改定)